

平成二十六年六月二十七日受領
答弁第二三三九号

内閣衆質一八六第二三九号

平成二十六年六月二十七日

内閣総理大臣 安倍 晋三

衆議院議長 伊吹 文明殿

衆議院議員井坂信彦君提出「集団的自衛権の憲法解釈変更」に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員井坂信彦君提出「集団的自衛権の憲法解釈変更」に関する質問に対する答弁書

一の1及び2について

現時点で、憲法第九条に関する政府の解釈は従来どおりである。

一の3及び4、二並びに三について

「安全保障の法的基盤の再構築に関する懇談会」が平成二十六年五月十五日に報告書を提出したことを受けて、国民の命と平和な暮らしを守るため、あらゆる事態に切れ目のない対処を可能とするための国内法制の整備の在り方について、憲法解釈との関係も含め、現在、「安全保障法制整備に関する与党協議会」において協議が進められているものと承知しており、現時点において、集団的自衛権の行使容認を前提としたお尋ねにお答えすることは差し控えたい。

その上で、憲法の解釈について申し上げれば、憲法の解釈を最終的に確定する権能を有する国家機関は、憲法第八十一条によりいわゆる違憲立法審査権を与えられている最高裁判所である。他方、行政府においても、いわゆる立憲主義の原則を始め、憲法第九十九条が公務員の憲法尊重擁護義務を定めていることなども踏まえ、その権限を行使するに当たって、憲法を適正に解釈していくことは当然のことであり、こ

のような行政府としての憲法の解釈については、第一次的には法律の執行の任に当たる行政機関が行い、最終的には、憲法第六十五条において「行政権は、内閣に属する。」と規定されており、行政権の帰属主体である内閣がその責任において行うものである。行政府としての憲法の解釈は、国会及び裁判所を拘束するものではない。